

平成30年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(H31.3.8現在)

| 番号 | 事業者名 代表者名 | 所在地 | 許可の区分（許可番号） 再生利用業の区分（指定番号） | 処分内容 | 処分年月 日 | 処分理由（改善命令の内容） | 根拠法令 | 備考 |
|----|----------------------------------|------------------------|--|------|------------|--|----------------------|----|
| 1 | 豊運送株式会社 代表取締役 安藤 貴彦 | 三重県桑名市大字和泉531番地 | 産業廃棄物収集運搬業 (2009016104) | 許可取消 | H30. 5. 23 | 豊運送株式会社の役員は、平成28年12月17日に禁錮以上の刑に処せられ、刑が確定した。このことは法第14条第5項第2号イで規定する法第7条第5項第4号口の欠格要件に該当することから、豊運送株式会社が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。この結果、豊運送株式会社は、法第14条の3の2第1項第4号に該当することになったため。 | 法第14条の3の2 | |
| 2 | 株式会社リニュー アル 代表取締役 浜野 和実 | 小諸市大字塩野字南ヶ原 4128番地3 | 再生活用業 (長野県指令25廃対第296号) | 改善命令 | H30. 9. 7 | 【命令内容】 (1) 事業場の堆肥化施設について、指定産業廃棄物の流出防止のための措置を講ずること。 (2) 堆肥化施設側面シートに接している指定産業廃棄物を撤去すること。 (3) 施設の構造等を申請時の状態に直ちに直すこと。 (4) 上記の措置を講ずるに当たっては、生活環境保全上の支障がないよう行い、施設の構造等の変更が必要な場合は事前に協議を行うこと。 【期限】 (1) 改善計画書の提出期限 平成30年9月21日 (2) 履行期限 平成31年1月7日 【処分理由】 条例第22条に定める指定産業廃棄物の処理に関する基準に適合しない処理が行われたため。 (指定産業廃棄物の流出) | 条例第23条 | |
| 3 | 有限会社宮本商店 代表取締役 宮本 良雄 | 安曇野市豊科田沢5368番地1 | 産業廃棄物収集運搬業 (2014121889) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 (2054121889) | 許可取消 | H31. 1. 8 | 有限会社宮本商店は、平成30年12月17日に長野地方裁判所松本支部において、破産手続の開始決定がなされた。このことにより、有限会社宮本商店は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った。（法第14条の3の2第1項第4号及び法第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項第4号該当） | 法第14条の3の2 法第14条の6 | |

| | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------|----------|--|-----------|--|
| 4 | 株式会社リニュー アル 代表取締役 浜野 和実 | 小諸市大字塩野字南ヶ原 4128番地3 | 再生活用業 (長野県指令25廃対第296号) | 事業停止命 令 全部停止 90日間 | H31.1.31 | 【命令内容】 再生活用業の全部停止90日間 (平成31年(2019年)2月1日から 平成31年(2019年)5月1日まで) 【処分理由】 条例第22条に定める指定産業廃棄物の処理に関する基準に適合しない処理(指定産業廃棄物の流出)が行われたことに対し、平成30年9月7日付け長野県佐久地域振興局達30佐地環第93号の改善命令書により措置を講ずるよう命じたが、履行期限までに措置が講じられなかったため。(改善命令違反) | 条例第25条 | |
| 5 | 株式会社リニュー アル 代表取締役 浜野 和実 | 小諸市大字塩野字南ヶ原 4128番地3 | 再生活用業 (長野県指令25廃対第296号) | 改善命令 | H31.1.31 | 【命令内容】 (1) 事業場の堆肥化施設について、指定産業廃棄物の流出防止のための措置を講ずること。 (2) 堆肥化施設側面シートに接している指定産業廃棄物を撤去すること。 (3) 施設の構造等を申請時の状態に直ちに直すこと。 (4) 上記の措置を講ずるに当たっては、生活環境保全上の支障がないよう行い、施設の構造等の変更が必要な場合は事前に協議を行うこと。 【期限】 (1) 改善計画書の提出期限 平成31年2月14日 (2) 履行期限 平成31年3月31日 【処分理由】 条例第22条に定める指定産業廃棄物の処理に関する基準に適合しない処理(指定産業廃棄物の流出)が行われたことから、平成30年9月7日付け長野県佐久地域振興局達30佐地環第93号の改善命令書により、履行期限までに上記命令内容の措置を講ずるよう命じたが、履行期限までに措置が講じられなかったため。(改めて期限を定めて措置を講ずることを命ずる。) | 条例第23条 | |
| 6 | 田中建設株式会社 代表取締役 高橋 善寛 | 佐久市平賀3517番地4 | 産業廃棄物収集運搬業 (2000118534) | 許可取消 | H31.3.8 | 田中建設株式会社は、平成31年1月10日に長野地方裁判所佐久支部において破産手続の開始決定がなされた。このことにより、田中建設株式会社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当するに至った(法第14条の3の2第1項第4号該当)。 | 法第14条の3の2 | |